### 中間前払金制度の導入について

大田区は、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう、中間前 払金制度を導入します。

#### 1 対象工事

契約金額 200 万円以上の土木工事・建築工事及び設備工事その他これらに類する工事 ※注釈: 工期が 40 日未満の工事、部分払を行う工事、一部しゅん工払を行う工事を除く

## 2 中間前金払の率

契約金額の2割(最高限度額1億円)

#### 3 中間前払金の端数整理

10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる

# 4 支払条件

次のすべての条件を満たすもの

- (1) 当初の前払金(4割) が支払われていること
- (2) 工期の2分の1を経過していること
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該 工事に係る作業が行われていること
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に 相当するものであること
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けること

※注釈:上記(2)(3)(4)については、工事主管課の認定を得ることを条件とする

## 5 その他

中間前払金を請求する場合は、別紙「認定請求書」を工事主管課へ提出してください。

摘

第1号様式(第9条関係)					
認定請求書					
			年	月	日
(宛先) 大田区長					
	受	住所 注者 氏名 (法人の 名称及	)場合は なび代表者の氏	:名)	(FI)
下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求 します。					
契 約 番 号 第		号			
工事件名					
工事場所					
契 約 金 額 ¥		前 払 金 額	¥		
契約年月日	年 月 日	工期	生	<b>声</b> 月	日
履行状況	出来高 % 出来高 % (予定と実	施との差 %)			
添 付 書 類					

<sup>\*</sup> 履行状況の認定については、根拠となる書類(工事履行報告書等)を添付すること。